

令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領
建設工事

厚生労働省における「令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格（建設工事）」（以下「競争参加資格」という。）の資格申請につきましては、令和2年12月1日より申請の受付を開始いたしますので、申請を希望される方は、以下の要領をご確認の上、申請手続を行っていただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大防止の観点から、当省への競争参加資格の申請に当たりましては、可能な限り、国土交通省による「令和3・4年度定期競争参加資格インターネット一元受付」による電子申請、若しくは、本社（店）所在地（日本国内に本社（店）がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地）の都道府県に対応するブロック内の当省の申請受付機関あてに申請書を郵送する方法を御活用いただきますようお願いいたします。

- 令和3・4年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付専用ホームページ
http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002338.html
※ 本ページから当省あて申請を行われた場合は、本要領に基づく申請は不要です。
- 厚生労働省資格審査ブロック表
<https://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/sikaku/hyo.html>

記

- 1 競争参加資格の有効期限
令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
- 2 競争参加資格の申請期間
 - (1) 定期申請 令和2年12月1日から令和3年1月15日まで
 - (2) 随時申請 令和3年1月16日から令和5年1月31日まで

※ 随時申請の場合（令和3年1月16日以降の申請）、厚生労働省が通知する「資格審査結果通知書」を付与した日から効力を有することとなるため、原則として、

 - ① 令和3年1月16日から同年3月31日までに申請をされた分については、令和3年5月1日から
 - ② また、令和3年4月1日以降に申請をされた分については、申請月の翌々月1日から

令和5年3月31日までを有効期間とする資格となりますのでご注意ください。

※ 郵送の場合は書留郵便とし、当日消印有効とします。また、上記期間のうち、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は受付処理を行うことができませんのでご注意ください。

3 申請用紙について

厚生労働省ホームページからダウンロードした申請用紙又は同ページに掲載されている受付機関において配付された申請用紙を使用してください。なお、返信用封筒等は必要ありません。

(注) 令和3・4年度競争参加申請書は、様式変更が行われていますので、必ず最新の様式を御利用いただきますようお願いいたします。

4 提出書類等

(1) 一般申請の場合

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式1）【1部】
- ② 営業所一覧表（様式2） 【1部】
- ③ 総合評定値通知書の写し 【1部】

次の3つの事項をいずれも満たすもの

- a. 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、審査基準日が平成30年10月30日以降（令和3年1月16日以降に随時申請を行う場合は、申請をする日の1年7月前の日（*1）以降）のもの。
- b. 経営事項審査の総合評定値（P）の通知を受けていること。
- c. 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているもの。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出してください。

(注) 「当該事実を証する書類」とは、次のいずれかの書類とします。

- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し又は雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し 【1部】
- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し、社会保険料納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し【1部】

・適用除外誓約書（任意様式） 【1部】

- ④ 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（その3）、（その3の2）、又は（その3の3）のいずれかで、発行日から3か月以内のもの。以下同じ。）の写し（*2） 【1部】

<新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格審査の特例措置>

*1 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和2年6月30日までの間に終了する場合に限り、審査基準日が平成30年10月30日以降の総合評定値通知書の写しをもって申請することができます（以下、他の項目でも同じ。）。

*2 申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。）の適用を受けており、納税証明書の提出が困難な場合は、「納税の猶予許可通知書」の写し又は税目や税額等を証明する「納税証明書（その1）（備考欄に猶予中である旨と猶予期限が付記されるもの）」の提出をもって、納税証明書の提出に代えることができます（以下、他の項目でも同じ。）。

(2) 共同企業体として申請する場合

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式1）【1部】
② 営業所一覧表（様式2） 【1部】
③ 総合評定値通知書の写し 【1部】
④ 納税証明書の写し 【1部】
⑤ 建設共同企業体協定書の写し 【1部】
⑥ 共同企業体等調書（様式3） 【1部】

なお、②から④については、各構成員に係る書類を提出してください。

(3) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に規定する組合で、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が官公需適格組合として証明した組合として申請する場合

(1)に基づく書類及び共同企業体等調書（様式3）を提出してください。

なお、(1)②から④については、組合及び組合員に係る書類を提出してください。

(注) (2)、(3)の申請をする場合においては、申請する工事種別について、当該共同企業体等を構成する申請者のいずれかが、単体で同一の工事種別の競争参加資格を得ていない必要があります。すでに参加資格を得ている場合は、単体での該当する工種の競争参加資格を取り下げる必要があるため、競争参加資格審査申請書変更届(建設工事)(様式6)(以下「変更届」という。)を提出し、工種の取り下げを行ってください。

5 提出書類の作成方法 別紙のとおり

6 申請の方法

国土交通省による「令和3・4年度定期競争参加資格インターネット一元受付」による電子申請、若しくは、本社(店)所在地(日本国内に本社(店)がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地)の都道府県に対応するブロック内の当省の申請受付機関(厚生労働省ホームページに掲載されている「厚生労働省資格審査ブロック表」を参照)あてに申請書を郵送又は持参し、申請を行ってください。

※ 競争参加資格の受付機関へ申請することにより、申請希望地域の競争参加資格が得られますので、他の受付機関への申請は不要です。

7 変更の取扱い

当省あて資格申請後、申請内容に変更が生じた場合は、変更届に必要な事項を記載し、必要書類を添えて、速やかに受付機関へ届け出を行ってください。

※ 国土交通省による「令和3・4年度定期競争参加資格インターネット一元受付」により申請された場合においても、当省の受付機関あて変更届の提出が必要となりますのでご注意ください。

【変更届出事項】

- ① 本社(店)の住所及び電話番号(FAX番号を含む。)
- ② 商号又は名称
- ③ 代表者の氏名又は役職
- ④ 競争参加資格希望工種区分(資格決定後、新たに建設業の許可を受けた工種について経営事項審査を受けた者に限る。)
- ⑤ 申請を希望する地域
- ⑥ 廃業(全廃業の場合又は経常共同企業体で申し込むための参加資格の取り下げの場合。)

※ 上記以外の変更については、届け出の必要はありません。

(届け出を必要としない例)

- ① 支社(店)や営業所等の名称及び住所並びに電話番号(FAX番号を含む。)の変更
- ② 建設業許可に係る変更(許可の更新、知事許可から大臣許可への変更等)
- ③ 廃業(一部業種廃業のみの場合。)
- ④ その他、上記【変更届出事項】に該当しないもの(代表者印の変更、メールアドレスの変更等)

【提出書類】

競争参加資格審査申請書変更届(建設工事)(様式6) [1部]

【添付書類】

- ① 住所及び電話番号(FAX番号を含む。)、商号又は名称、代表者の変更の場合
 - ア 法人の場合(支社(店)、営業所等を除く)
登記事項証明書 [1部]
 - イ 個人の住所に係る変更の場合
住民票 [1部]
- ② 競争参加資格希望工種区分の変更の場合
総合評定値通知書の写し [1部]
- ③ 申請を希望する地域の変更の場合
総合評定値通知書の写し及び営業所一覧表(様式2) [各1部]
- ④ 廃業(全廃業の場合又は経常共同企業体で申し込むための参加資格の取り下げの場合。)の場合
登記事項証明書又は建設業許可の廃業届の写し [1部]

8 再審査の取扱い

競争参加資格を得た者が、以下の事由に該当し、再審査を希望する場合は、受付機関に申し出てください。なお、資格の有効期限内において、これら以外の事由による等級決定後の再審査は、原則として行いません。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の決定を受けた場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の決定を受けた場合
 - (2) 合併又は分社により新たに会社が設立された場合
 - ① 合併による再審査の申請方法
 - ア A社とB社が合併してC社となる場合
- <提出書類>
- ・一般競争参加資格申請書類一式(C社)
 - ・総合評定値通知書(C社)
 - ・納税証明書、登記事項証明書(A社、B社)

- ・競争参加資格の変更届（資格の取り下げ）（A社、B社）
- ・合併に係る契約書等の写し（合併を証明する書類）

イ A社とB社が合併してA社となる場合

<提出書類>

- ・一般競争参加資格申請書類一式（A社）
- ・総合評定値通知書（A社）
- ・納税証明書、登記事項証明書（A社、B社）
- ・競争参加資格の変更届（資格の取り下げ）（A社、B社）
- ・合併に係る契約書等の写し（合併を証明する書類）

② 分社による再審査の申請方法

ア A社が分社してB社とC社になる場合

<提出書類>

- ・一般競争参加資格申請書類一式（B社、C社）
- ・総合評定値通知書（B社、C社）
- ・納税証明書、登記事項証明書（A社、B社、C社）
- ・競争参加資格の変更届（資格の取り下げ）（A社）
- ・分社に係る契約書等（分社を証明する書類）の写し

イ A社が分社してA社とB社になる場合

<提出書類>

- ・一般競争参加資格申請書類一式（B社）
- ・総合評定値通知書（B社）
- ・納税証明書、登記事項証明書（A社、B社）
- ・競争参加資格の変更届（資格の取り下げ）（A社が分社によって資格を失う場合）
- ・分社に係る契約書等（分社を証明する書類）の写し

(注) 合併及び分社については、合併後・分社後の事業場の状況や本資格の取得可否によって、その取扱いが異なるため、申請を希望される場合は、事前に申し出てください。

また、各書類の写しについては、ほぼ原寸大で、内容が鮮明であるものを提出してください。

(3) 国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた場合

9 再発行の取扱い

通知書の再発行については、以下の見本を参考に作成し、受付機関へ提出してください。

資格審査結果通知書再発行請求書

1. 再発行理由 紛失したため。
2. 登録番号 ×××－××××××
3. 商号又は名称 フリガナ コウセイロウドウショウ
株式会社 厚生労働省
4. 代表者氏名 フリガナ コウセイ ジロウ
厚生 次郎
5. 住所 〒100－8916
東京都千代田区霞が関1－2－2
6. 資格の種類 (該当するものに「○」をつけてください。)
○ 建設工事 ・ 測量・建設コンサルタント等業務
7. 担当者氏名 フリガナ コウセイ ハナコ
厚生 花子
8. 担当者電話番号 03－5253－1111

令和 2 年 6 月 1 日

住所 東京都千代田区霞が関1－2－2

商号又は名称 株式会社 厚生労働省

代表者名 厚生 次郎

1 0 資格の取消し

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は、記載をしなかったことが分かった場合は、その資格が取り消されることとなります。

1 1 その他注意事項

提出書類の各様式は、ボールペン等（鉛筆は不可）により楷書で記入してください。

なお、提出書類に用いる文字は、JIS 第一水準・第二水準に規定されているものに限りませので、それ以外の漢字については類似漢字若しくは仮名に置き換えてください。

1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式1）の作成方法

- (1) 様式上、「※」に該当する項目については、記入しないでください。
- (2) 「01 1新規／2更新」欄は、該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付けてください。なお、「1新規」は、当省に対して過去に1度も申請を行っておらず、初めて申請をする場合となりますのでご注意ください。
- (3) 「04 建設業許可番号」欄は、許可を受けている建設業の許可番号（8桁）を記入してください。
- (4) 「06 適格組合証明」欄は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。
- (5) 「08 法人番号」欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載してください。
法人番号が不明な場合は、国税庁法人番号公表サイト等を参照の上、記載してください。
URL <<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>>
- (6) 「09 本社（店）住所」から「18 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記入してください。
- ① フリガナの欄は、カタカナで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱ってください。
なお、「10 商号又は名称」欄の「株式会社」等法人の種類を表す文字については、フリガナを省略しても構いません。
- ② 「09 本社（店）住所」欄での「丁目」、「番地」等は、「-（ハイフン）」により省略して記入してください。

(例)

ト	ウ	キ	ヨ	ウ	ト	チ	ヨ	タ	ク	カ	ス	ミ	カ	セ	キ
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	1	-	2	-	2
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

③ 「10 商号又は名称」欄での「株式会社」等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いてください。

なお、該当する略号がない場合は、略さずに記入してください。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)
種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人			
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)			

(例)

チ	ヨ	タ	カ	ス	ミ	ケ	ン	セ	ツ						
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

(株)	千	代	田	霞	建	設							
---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--

④ 「12 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、性と名前との間は1文字空けてください。

(例)

チ	ヨ	タ	タ	ロ	ウ									
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

千	代	田	太	郎										
---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

⑤ 「14 本社（店）電話番号」、「15 担当者電話番号」欄及び「16 本社（店）FAX 番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切って記入してください。（ ）は用いません。

(例)

0	3	-	1	2	3	4	-	1	2	3	4
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

⑥ 「17 電子入札用 I C カードの登録番号」欄は、政府電子調達システム（G E P S）の利用者登録等で民間認証局が発行した電子証明書を保有している場合は、企業 I D（複数ある場合は代表的なものを1つ）を記入してください。なお、電子証明書を保有していない場合は、「なし」と記載してください。

- ⑦ 「18 メールアドレス」欄は、資格申請に係る当省からの連絡や照会等に対応できるアドレスを記入してください。
なお、メールアドレスを保有していない場合は、「なし」と記入してください。
- ⑧ 「19 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用します。
なお、代理申請をする場合は委任状が必要となりますので、下記2（6）を参照してください。
また、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は、代理申請とはなりません。
- (7) 「20 外資状況」欄は、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1、2、3のいずれか）に○印を付け、[]内に国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記入してください。
なお、「2 日本国籍会社（外資比率100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社を指します。
なお、資本に外資が入っていない場合は記入不要です。
- (8) 「21 営業年数」欄は、競争への参加を希望する工事の種類に係る建設業の許可または登録を受けて事業を開始した日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間について、当該事業を中断した期間を控除した期間（1年未満切捨て）を右詰めで記入してください。
なお、共同企業体の場合は同算定方法による各構成員の平均年数（1年未満切り捨て）を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数（1年未満切り捨て）を記入します。
- (9) 「22 総職員数」欄は、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤の者の数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤の者の数を加えた数を記載してください。
- (10) 「23 設立年月日（和暦）」欄は、登記事項証明書記載の成立年月日を記載してください。
- (11) 「24 みなし大企業」欄は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小

企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「□下記のいずれかに該当する」に☑を入れ、上記に該当しない場合は「□該当しない」に☑を入れてください。

(12) 「25 厚生労働省における令和3・4年度一般競争参加資格（測量・建設コンサルタント等業務）を有している」欄は、該当する項目に必ず☑を入れてください。

(13) 「26 総合評定値」の各欄は、次により記入してください。

① 「①競争参加資格希望工種区分」欄は、競争参加を希望する工種の区分の番号に○印を付けてください。

② 「②総合評定値（P）」の欄は、○印を付した競争参加資格希望工種ごとに総合評定値通知書のP点を記入してください。

なお、他の企業を吸収した場合等にあつては、吸収前の企業の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限ります。）を含めた総合評定値を記入します。また、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値の合計を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値の合計それぞれを記入します。

③ 「③申請を希望する地域」欄は、厚生労働省ホームページに掲載されている「厚生労働省資格審査ブロック表」を参考に、複数のブロックに申請を希望する場合に、同欄の枠内に記載してある地域名の下欄に「①競争参加資格希望工種区分」欄に記載した競争参加資格希望工種ごとに○印を付けてください。

2 添付書類の作成方法

(1) 営業所一覧表（様式2）

経営事項審査を受けた建設業の許可を有する全ての本店又は支店等営業所の名称、所在地、郵便番号、電話番号、FAX番号、建設業許可業種（※1）及び営業区域（※2）について、申請日現在の状況を記載してください（※3）。

※1 「建設業許可業種」欄については、営業所ごとに保有する建設業許可業種に○印を付してください。

※2 「営業区域」欄については、申請する営業所の「営業区域」に該当する都道府県のコード番号を下記の一覧表から選択・記載してください。

※3 記載事項が一葉で終わらない場合は、同一の様式を複写して使用しても差し支えありませんが、裏面を使用する場合は、表面に「裏面へ続く」旨の注記を記載してください。

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県

(2) 建設共同企業体協定書の写し

建設事業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写しを指します。

(3) 総合評定値通知書の写し

事務処理要領の4(1)のとおりです。

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象の総合評定値通知書の写しをそれぞれ提出してください。

(4) 共同企業体等調書(様式3)

共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する申請者が提出します。

なお、共同企業体の場合及び官公需適格組合にあつては、組合のほか審査対象者が4事業者までの場合は、「共同企業体等調書(その1)」を作成し、これを超える事業者からなる場合は、当該調書に加え、「共同企業体等調書(その2)」を作成し、提出してください。

① 「建設工事の種類」欄には、競争参加を希望する工種の区分の番号に○印を付けてください。

② 「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、共同企業体にあつては構成員ごとに、官公需適格組合にあつては組合及び審査対象者ごとに、「1級」、「講習受講」、「基幹」、「2級」及び「その他」の「①」から「⑩」の各欄にそれぞれ記入し、その合計数値を「計」欄に記載してください(審査対象者が4事業者までの場合は、①から⑤までの各欄の合計数値を「⑥ or 計」欄に記載してください)。

- ③ 「年間平均完成工事高」欄には、各構成員の総合評定値通知書における年間平均完成工事高の合計金額を記入してください（消費税を含まない額を記入します。なお、千円未満は四捨五入します。）。
- ④ 「自己資本額及び利益額」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額」欄に記載されている金額を上段に、「利益額」欄に記載されている金額を下段にそれぞれ上記②の区分により記載してください。
- ⑤ 「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点（Y）」欄に記載されている点数を上記②の区分により記載してください。
- ⑥ 「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の評価項目（社会性等）」欄の「評点（W）」欄に記載されている点数を上記②の区分により記載してください。

(5) 納税証明書の写し

直前1年間における法人税（法人の場合）又は所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務署が発行する証明書を指します。（事務処理要領の4の（1）④参照）

(6) 委任状

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から代理人に対し、競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成し、提出してください（必ず正本（原本）を提出してください）。

(7) 添付書類（申請書類のうち申請書を除いたもの。）の記載事項の基準日は、申請しようとする日の直前の営業年度の終了の日とします。ただし、決算に関する事項については基準日の直前に決算の確定した日とします。

(8) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類（総合評定値通知書、納税証明書）については、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、内容が鮮明（印影部分を含む）であるものを提出してください。

(9) 適用除外誓約書の作成例

誓 約 書

令和 年 月 日

厚生労働省大臣官房会計課長 様

住 所
商号又は名称
氏 名

下記の理由により、当社は、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定による届出の義務を有する者には該当しないことを誓約します。

この誓約書が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、参加資格確認のため、必要な書類を提出することについて、承諾いたします。

(健康保険・厚生年金保険)

- 従業員 5 人未満の個人事業所であるため。
- 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- その他の理由

(雇用保険)

- 役員のための法人であるため。
- その他の理由

3 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式1）の「09 本社（店）住所」欄は、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記入してください。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記入してください。
- (2) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式1）の「10 商号又は名称」欄は、「株式会社」等の法人の種類を表わす漢字が商号にならない場合には、略号の記入は不要です。
- (3) 納税証明書については、証明書に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面として差し支えありません。
- (4) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。
- (5) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する場合は、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額とします。

**電子調達システムの
利用者登録をしているみなさまへ**

- 令和3年4月1日以降、電子調達システムを継続してご利用される場合は、改めて利用者登録の必要があります。同システムの利用者登録等については、政府電子調達（GEPS）サイト（<https://www.geps.go.jp/>）をご参照ください。